



平成 26 年 3 月 18 日

各位

会 社 名 東洋紡株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂元 龍三
(コード番号 3101 東証第 1 部)
問い合わせ先 財務部長 大槻 弘志
(TEL 06-6348-3137)

劣後特約付ローンによる資金調達に関する条件決定のお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 25 日開催の取締役会において決議し、同日付で公表いたしました劣後特約付ローン（以下「本劣後ローン」という。）による総額 150 億円の資金調達に関し、本日、下記のとおり、詳細条件を決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本劣後ローンの概要

調達額	金 150 億円
契約締結日	平成 26 年 3 月 18 日
実行日	平成 26 年 3 月 24 日
当社に対して倒産手続等 が開始した場合における 劣後形態	当社の全負債(本劣後ローンと同順位の当社の負債を除く)に劣後し、当社の株式（一定の優先株式を除く）より優先
元本返済日	平成 26 年 3 月 24 日。ただし、 (i)平成 31 年 3 月 24 日以降は各利払日における任意弁済が可能となる他、 (ii)税制事由又は格付事由が発生し、継続している場合にはそれぞれ期限前弁済が可能であり、また、 (iii)全貸付人及びエージェントとの合意による期限前弁済も可能である。
利息の強制停止	(a) 当社の年次連結財務諸表上の数値を用いて計算される EBITDA マージン(営業利益と減価償却費の合計額の売上高に対する割合)が当該利払日の直近 2 連続事業年度にわたり 6 %未満の場合、又は(b) 当該利払日の直近の当社の年次連結財務諸

	表若しくは第 2 四半期連結財務諸表上の数値を用いて計算される資本合計(純資産と純負債の合計額)に対する純負債(有子負債から現金及び現金同等物を控除した額)の割合が 70%を超えた場合には、当該利払日における利息の全額の支払いが停止される。 上記のほか、分配可能額が必要額に満たない場合その他一定の場合にも利息の全額又はその一部の支払いが停止される。
利息の任意停止	強制停止事由が発生しておらず、かつ継続していない場合に、当社の裁量により利息の全額又はその一部の支払いを停止できる。
利息の強制支払い	以下の場合に、強制支払事由に該当する。 (i) 当社株式(一定の優先株式等を除く)への配当金を支払う旨の決議をした場合若しくは支払いを行った場合、又は (ii) 当社株式(一定の優先株式等を除く)の買入れ若しくは償還をする場合(一定の場合を除く)。
累積	強制停止・任意停止された利息は累積し、当該停止金額に対し追加利息を支払う義務が生じる。ただし、 (i) 強制停止金額が、当該強制停止に係る利払日後 20 回目の利払日までに支払われない場合、かかる強制停止金額及びこれに係る追加利息に係る支払義務は消滅し、強制未払残高から除外される。 (ii) (a) 任意停止金額が当該任意停止に係る利払日後 10 回目の利払日までに支払われない場合、(b) 任意停止金額が弁済されない間に強制停止事由が発生する場合、(c) いずれかの強制利払日に、任意未払残高の総額(本劣後ローンと同順位の当社の負債について任意に繰り延べられた利息等を加算する)が、当該日における分配可能額から当該強制支払事由に関して支払われる金額(及び本劣後ローンと同順位の当社の負債について当該日に強制的に支払われる金額)を控除して得られる金額を超える場合、当該任意停止金額及びこれに係る追加利息は、強制未払残高として取扱われる。
代替利息弁済方式	一定の例外的な場合を除き、強制未払残高等の支払いは、当該支払日までの 12 ヶ月間に代替利息弁済方式により調達された純手取金に限定される。代替利息弁済方式とは、 (i) 当社の関連会社等以外の者に対する当社普通株式の販売、発行若しくは募集、

	(ii) 当社の関連会社等以外の者に対する当社その他株式（普通株式以外の償還期間の定めのない株式のうち、本劣後ローンと同等以上の資本性を有するものと株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所の双方に認められたものをいう。以下同じ）の販売、発行若しくは募集、又は (iii) 当社の関連会社等以外の者若しくは資金調達子会社に対する一定の条件を充たす本劣後ローンと同順位の当社の負債に係る証券の販売、発行若しくは募集又はかかる者からの資金の借入れ をいう。
リプレイスメント	当社は、本劣後ローンに係る期限前弁済日以前の 12 ヶ月間に借替証券の発行等によって調達された資金によってのみ、本劣後ローンの期限前弁済を行う意図を有している。 借替証券とは、 (i) 当社普通株式 (ii) 当社その他株式 (iii) 本劣後ローンと同順位の当社の負債 (iv) 当社のその他一切の証券又は債務 をいい、上記(ii)乃至(iv)までの証券又は債務の場合には、借替証券である旨が公表されており、かつ、本劣後ローンと同等以上の資本性を有していると株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所の双方から評価されているものをいう。ただし、上記(i)乃至(iii)までの証券又は債務の場合には、当社の関連会社等以外の者に対して発行されるものに限る。
不利益変更の禁止	本劣後ローンの各条項は、上位債務の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、かかる変更の合意は効力を生じない。
格付	本劣後ローンに対し株式会社格付投資情報センターより BBB-、株式会社日本格付研究所より BBB の格付を取得。
資本性	本劣後ローンに対し、株式会社格付投資情報センターが 70、株式会社日本格付研究所が 75 の資本性を認定。
貸付人	株式会社みずほ銀行、三菱 UFJ リース株式会社、株式会社三井住友銀行、三井住友ファイナンス&リース株式会社、三井住友信託銀行株式会社、株式会社日本政策投資銀行、東京センチュリーリース株式会社、大同生命保険株式会社

2. 本劣後ローンの目的・背景

本劣後ローンは、平成 21 年 2 月に当社が発行したユーロ円建永久劣後社債並びに同時に発行された当社の海外特別目的子会社である TC Preferred Capital Limited が発行したユーロ円建永久優先出資証券の買入消却のための資金調達として実施するものです。（本件の目的及び背景につきましては、平成 26 年 2 月 25 日付の「劣後特約付ローンによる資金調達並びにユーロ円建永久劣後社債の買入消却及び当社海外特別目的子会社によるユーロ円建永久優先出資証券の買入消却に関するお知らせ」をご参照ください。）本劣後ローンについては、既存のハイブリッド証券と同等の資本性が認められることで、当社の財務安定性維持に引き続き寄与するものとなります。

以 上